

第Ⅴ章 ま と め

令和２年度から令和４年度までの３カ年に亘って行った発掘調査（試掘調査）の結果をまとめると以下のとおりとなる。

９本の試掘坑を調査した。その内、５本の試掘坑（試掘坑１・試掘坑２・試掘坑Ａ・試掘坑Ｂ・試掘坑Ｄ）では、地下が近代から現代にかけての開発行為によって荒らされており、藩政期の遺構を検出することは出来なかった。

その一方、試掘坑Ｃでは黄褐色砂質土を他の試掘坑にはない程の低い位置で検出し、その直上に年代が１６５０～１６７０年頃のものと思われる磁器片を多く含む、厚さが約１．２～１．５ｍからなる盛土層（図版２－１）を検出した。この盛土層は、土塁の構築土と考えられた。

また、試掘坑Ｅでは現地表面から約０．８ｍ下方で、１６１０～１６９０年頃のものと思われる極小磁器片と１６５０～１６８０年頃のものと思われる肥前産の磁器片を伴う、径１～９ｃｍの礫を多く含む厚さ８～１２ｃｍの暗褐色の砂利層（図版３～５）を検出し、それが藩政期の道路敷砂利であることが判明した。砂利層は標高５７．２４ｍ前後という一定の高さを保ちつつ硬く締まっていた。一部には部分的な補修による２面の砂利層（図版５－２）が見られた。断面観察の結果、町割時の造成工事に伴いそれ以前に存在した黒褐色土を全て除去して平坦面を造り、黄褐色砂質土の上に直接砂利を敷いて道路を完成させたと思われる。道路敷砂利の分布状況とその直下の土層の観察結果から、土塁法尻のりじりの南端部（図版３－１・４－１）が特定され、かつ、試掘坑Ｅの掘削幅２ｍの範囲内に土塁の端部が存在していたことが分かった。

試掘坑Ｇの庁舎基礎枠内の土層は１０層あり、その内、第１層～第８層までは開発行為によるもの、その下層の第９層（黒褐色シルト質土）と第１０層（褐色の粗砂～細砂質土）は自然堆積によるものであった（図版６－１）。公用車駐車場側のＵ字溝の直下にて水路南壁の護岸が目的と考えられる古い時期に設置された大威徳石だいいとくいしを検出し、土壌の特徴からその当時の水路の幅が最低１．２ｍ（図版６－２）あることが分かった。ただし、時代を特定出来る様な遺物が出土しなかったため、藩政期の水路であると言い切ることは出来ない。

試掘坑Ｉでは水路南壁の護岸を目的とする石垣６段を確認した。その最下段にあった２個の大威徳石だいいとくいし（図版７－３）は最上段から５段目までのものとは大きさ等の様相が全く異なっていた。最下段の石で水路が稼働していた時期のものと考えられる堆積土からは１８世紀後半～１９世紀前半や１６５０年～１９世紀後半のものと思われる磁器片が出土したことから、最下段の石で成り立っていた水路は藩政期に遡るものになる可能性がある。

１ 芦名氏の都市計画について

『弘道書院跡－角館郷校弘道書院跡復元検討に係る発掘調査報告書－』（角館町教育委員会

2017) の第5章に次の記述がある。「江戸時代を遡るかもしれない陶磁器がわずかながら出土した。それが事実であれば、それは戸沢氏時代のものである。これまで、戸沢氏の角館城下町は城の北側にあつて、南側は中世の「かつらく村」そのものという印象が強かった。しかし、もし出土した陶磁器が中世のものだとすると、戸沢氏の時代から城の南側にもそれなりの町があったことになり、芦名氏の城下町移転も、全くの原野を切り開くようなものではなかったことになる」(46頁)。

火除け地は弘道書院跡(第6図⑤)から南方へ約300m付近に位置しており、当地でも中世以前の遺物の出土が期待された。しかし、攪乱土中も含めて出土した遺物の年代が古くても17世紀の初め、つまり江戸時代の初めまでしか遡らないという特徴があり、火除け地一帯は元和6年(1620)の芦名氏による町割をもって拓けていった場所であると考えられる。

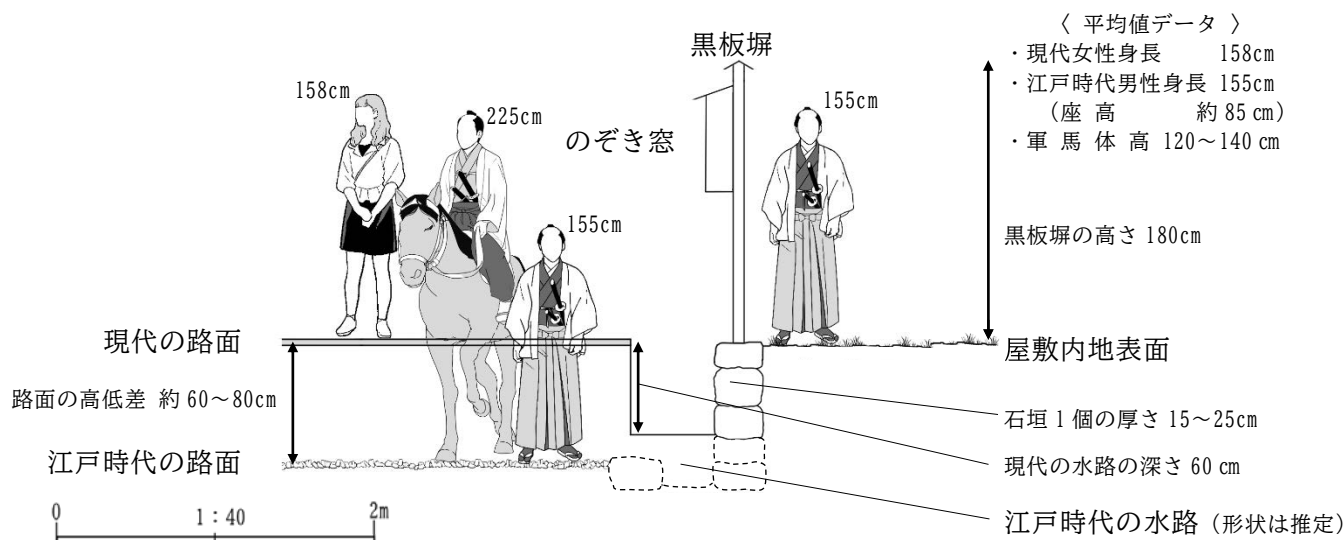
藩政期における角館とりわけ火除けを含む内町の道路に関する情報は非常に少なく、研究がなされないまま今日に至っていた。この度の試掘坑Eの調査によって、現在の路面から約0.8m下の位置で径1～9cmの礫を多く含む、厚さ8～12cmの暗褐色の砂利層から成る藩政期の道路が確認された。これは、藩政期の造成工事開始前に存在した表土とその下の黒褐色土を除去し平坦面を造った上で、黄褐色砂質土にほぼ水平を保ちつつ砂利を敷き詰めているという特徴があった(図版3-2・4-2)。

平成12年度に行われた角館のシダレザクラ緊急調査時の記録に興味深い写真があった(角館町教育委員会2001)。試掘坑Eから北方へ約190m付近に位置する伝建群管理事務所(第6図⑦)前の市道武家屋敷通線(図版10-7)の土層写真(図版8-1)である。ここでも現在の路面から約0.6m下の位置で、黄褐色砂質土の上にごく僅かに残る自然堆積の黒褐色土に、礫を含んだ帯状の道路敷砂利と考えられる砂利層を見ることが出来る。この市道武家屋敷通線は元和6年(1620)の芦名氏による町割で造られた東勝楽丁を南北方向に縦断する道路であり、町割の際には試掘坑E一円と同様の造成内容で道路が造られたと考えることが出来る。

町割という都市計画を実行するにあたっては、それ以前から存在した地下の土壤に手を加えることになるが、試掘坑Eにおける道路は黄褐色砂質土直上に造成されていた。そこで町割以前に黄褐色砂質土の上に存在した土壤はどのようなものであったのかという疑問が出てくる。平成26年(2014)に行われた弘道書院跡試掘調査の記録の中に、黄褐色砂質土直上に自然堆積と見ることが出来る黒褐色土が50cm以上は堆積している土層写真がある(図版8-2)。同様の堆積状況が河原田家(第6図⑧)でも見られる(図版9-1)。寛政10年(1798)に竣工した郷校弘道書院は試掘坑G及び試掘坑Eから北方へ約300m付近の武家屋敷敷地内に位置し、町割時の道路造成工事の影響を受けない場所にあった。その黒褐色土の特徴は試掘坑G庁舎基礎枠内南側断面における第10層褐色砂質土上の、遺物を伴わない第9層黒褐色土と酷似している(図版6-1)。したがって、町割以前のこの一円においては黄褐色砂質土の上には自然堆積の黒褐色土が広がっていたと推定することが出来る。町割にあたり道路を造成する際には、完成時の

地表面の高さを考慮しながらこの黒褐色土や黄褐色砂質土を削ったと考えられる。

ここで、前述の伝建群管理事務所から南方へ約 85m、試掘坑Eから北方へ約 110mという近さに位置する武家屋敷 河原田家（第 6 図⑧）を例に、道路（市道武家屋敷通線）と屋敷敷地を区切る役割を持つ黒板塀との関係を見ていきたい。この道路は町割時からの道路幅が今も変わらず残っているが、アスファルト舗装路面上に立つと黒板塀越しであるのにも関わらず、高身長的人物であれば容易に敷地内を見通すことが出来、板塀の役割を果たしていないのではという疑問の声が多数ある。この度の調査結果を踏まえ、藩政期のこの付近においての道路面を現在の道路面下方 0.6～0.8m程に想定し、かつ、現在の板塀の高さを当時の高さと同等のものと仮定すると、当時の路面から板塀の上端までは 2.4 ないし 2.6m程となり、当時は道路から黒板塀越しに屋敷内を見通すことが出来ず、板塀の役割を十分に果たしていたといえる。河原田家黒板塀には、敷地内から道路上に居る人物を確認するための“のぞき窓”（図版 10-8）が付属しているが、当時は馬上の人物の顔までも確認し易かったことが分かる（第 29 図）。



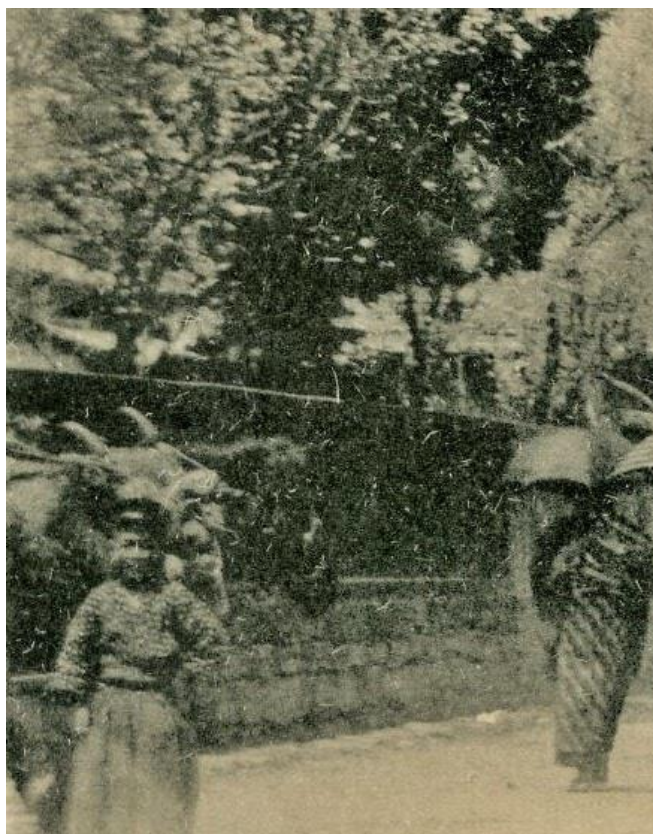
第 29 図 東勝楽丁 武家屋敷 河原田家 黒板塀付近模式図

この他、路面を武家屋敷敷地より低い位置に設定することに伴い、多くの効果がある。

町割以前に存在していた黒褐色土をその下の黄褐色砂質土まで削り、そこに砂利を敷いて路面とすることで、道路は硬く締まった水はけの良いものとなる。

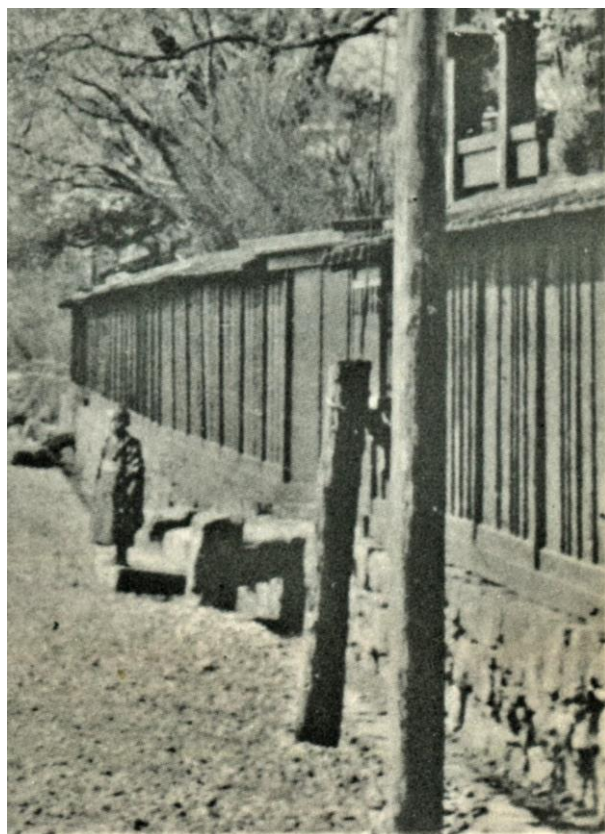
道路造成時に地表から掘り下げて生じた土は他の土木工事に活用することが出来る。

丁内在住のお年寄りの方にお尋ねすると、戦後は現在と比較してもっと路面が低く、自宅の敷地に入るためには数段の石積の階段を上がって門を潜らなくてはならなかったという。藩政期において客人が訪問する際には、一旦門の前で立ち止まり、改まって高い位置にある屋敷に入らなくてはならなかったのである。大威徳石を石垣とする黒板塀が丁内を南北に貫く道路の両側に整然と並ぶ様子を目にすることと合わせて、路面に立つ人物の丁内や各屋敷に対して抱



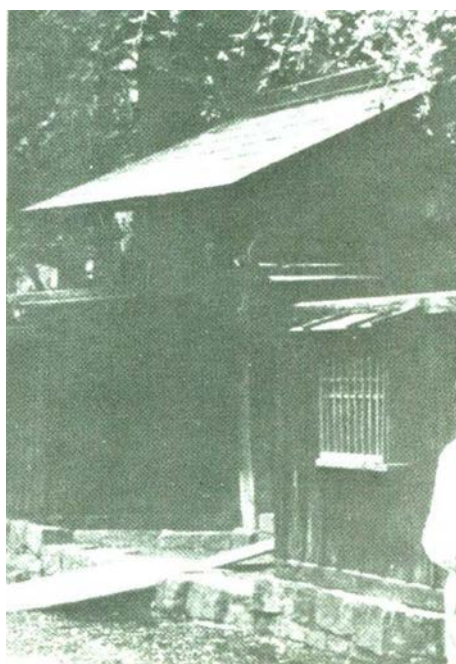
第 30 図 東勝楽丁の黑板塀（戦前）

黑板塀の下に 4 段の石垣、左には少年と馬、右には日傘を差した女性が見える。その間に水路の道路側の護岸にも石垣と同様に石を用いている様子を捉えることが出来る。



第 31 図 田町（武家町）の黑板塀（昭和 17 年頃）

黑板塀の下に 3 段の石垣、門の入口に少女と石段が見える。水路の道路側の護岸の状況は東勝楽丁と同様である。



第 32 図 表町 武家屋敷 石黒家の門前（左が昭和 34 年撮影、右が現在）

左 黑板塀の下にある 2 段の石垣と、道路と門の段差を解消するための板が見える。

右 現在は、舗装工事により 2 段の石垣が隠れる程の高さに路面が嵩上げされている。

く印象が威厳のあるものとなるという大きな心理的効果が得られる。これは、距離的に離れた位置にある田町の武家屋敷が建ち並ぶ通りでも同様であろう（第30～32図）。現在の陶家（第6図④）の南側の石垣と水路の状況は、近年、修景工事で手が加えられた可能性があるが、藩政期のその様な姿を良く表していると考えられる（第33図）。



第33図 表町 陶家の南側黒板塀と石垣（現在）

現在も黒板塀の下に5段の石垣があり（写真の上から4段目の石の下にもう1段ある）、藩政期の姿を良く表していると考えられる。

更に、藩政期に描かれた絵図にもあるとおりこの地の西側の近くには内川（第2～5図）が流れており、その氾濫時には道路が水路の役割を果たして、屋敷内に水が流入しにくくなることも挙げられる。芦名義勝が城下を移しこの地に町割することを決めた前年の元和5年(1619)、当時の城下では大洪水によって家臣13名が溺死するという惨事があった。特に治水は芦名氏にとって重要案件であり、新しい都市計画を行うにあたっては細心の注意を払ったことであろう。

2 角館火除け地一円の、基本土壌と町割前の地形について

『天然記念物角館のシダレザクラ緊急調査報告書』（角館町教育委員会 2001）の伝建群管理事務所（第6図⑦）前の土壌環境調査結果の記述には、「この断面にみられる砂を多く含む層は、堆積様式や堆積物の淘汰状況からみて河川を通じて運ばれてきたものと考えられ、この断面の範囲だけを見ても、黒色の土壌が生成した比較的安定した時期と砂が多いやや不安定な時期があったことがうかがえる。」（30頁）とある。これは、試掘坑C（第4層～第6層）・試掘坑E（第9層～第11層）にて検出された、“黄褐色砂質土”－“黒色土または黒褐色土”－“黄褐色砂質土”という層序が該当するのと思われる。

角館伝統的建造物群防災施設工事における地下貯水槽（附図1）設置工事に伴い、現在の火除け地内にある緑地帯を平成6年に掘削した際の土層写真にも同様の様相が写り込んでいる（図版9-2）。このことから、少なくとも火除け地を含む東勝楽丁における黄褐色砂質土以

下の層序はほぼ同一のものであったと考えられる。

試掘坑Cにおいて、他の試掘坑とは異なり黄褐色砂質土が他の試掘坑よりも深い位置で検出されたことは、火除け地東側の旧町立角館図書館敷地（附図1）付近から更に東方にある試掘坑Cにかけての藩政期前の地形はその西側と比べて低かった可能性があることを示す。現在は、東勝楽丁と表町の境界にある^{ますがた}枅形（第6図）から東にある山根町方面へ至る枝道でもその一端を垣間見ることが出来る。この枝道には傾斜があり、東へ向かう程路面が低く、^{ますがた}枅形付近から東方へ110m付近の高低差は0.5mある。

3 土塁を挟む南側と北側の道について

藩政期の3つの絵図（第3～5図）の火除け東端の山根町側を見ると、土塁の北側に小橋が描かれている。これは、土塁を挟んだ東西方向に延びる2つの道の内、土塁北側の道が火除けを横断する主な道路として活用されていた可能性があることを示している。

試掘坑Eの西壁断面における第6層の特徴（北側に進むほど硬度が大きい）がそれを裏付ける1つになると思われる。人が歩く頻度が高い程、路面が硬く締まるからである。また、時代は下るが、明治6年（1873）の地租改正以降に描かれた公図（第35図）を見ると、土塁の北側は道として、一方の南側の空地（現在の市道火除東線～西線）は地番は付されているものの凡例がない地帯として水色で表現されている。これは後者は道としては活用しにくい、例えば湿地帯の様な環境にあったと推定される。

4 土塁について

試掘坑Eにおいて土塁^{のりじり}法尻を検出したが、西壁南端部の土層断面中の第8層と第9層（第26図、図版4-1）の観察結果がその根拠の一つとなっている。しかし、近代以降の開発行為を受けており、試掘坑Eにおいては土塁を構成していたとされる土壌を特定することが出来なかったため、高さ1丈（約3m）と伝わる土塁はどのような土を使用し、どこから運んできたのであろうかという疑問が生じる。ここで考えられるのが、町割の一環で行われた道路造成時において削り出された（掘り出された）土、つまり、前述の黒褐色土や、その下の黄褐色砂質土である。火除け地から見て北にある表町や川原町、歩行町、手前の小人町や東勝楽丁（第6図）までの道路造成時に生じた土であれば運搬も容易であったと思われる。

藩政期に描かれた絵図情報により試掘坑C一帯に土塁が存在していた可能性があることは試掘調査開始前より認識していた。前述の様に、旧町立角館図書館敷地付近から更に東方にある試掘坑Cにかけての藩政期前の地形は西側と比べて低かった可能性があり、土塁構築土が土塁の撤去後も残存し易い環境にあった。

試掘坑Cにおいて検出した第3-1層の厚さは約1.2～1.5mで、出土した磁器片の年代は

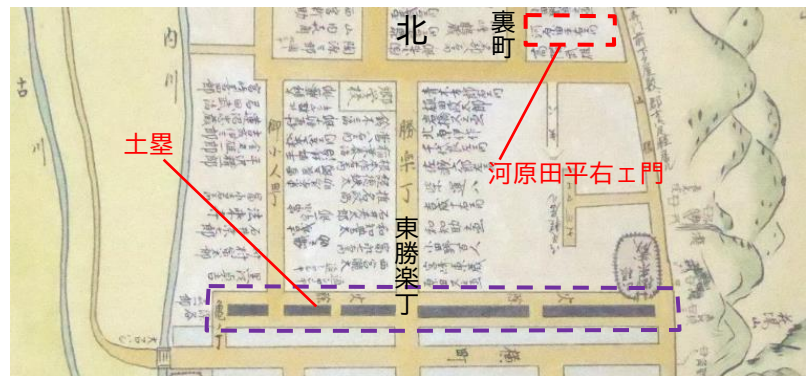
1650～1670 年頃が多い。そのことは『北家御日記』の延宝 3 年（1675）10 月 1 日の記述に「火よけ土手直し候を御覧候て」（吉成直太郎 1930）とあるのと矛盾しない。

この試掘坑 C の第 3-1 層は佐竹北家が芦名家に代わって角館入りした明暦 2 年（1656）以降に人為的に盛られたもので、現在も地下に残存しているということが十分に考えられる。ただし、試掘坑 C の第 3-1 層の存在は、佐竹北家によって手直しされた時期の土である可能性を示すだけで、芦名氏による町割時には土塁が全くなかったということを指すものではない。

火除けの土塁はいつまで地表に残存していたかという疑問について考えてみる。明治 23 年（1890）以前の角館を描いた『明治初期の角館町絵図』（松橋平八郎 1987）（第 34 図）にも火除け地の東西軸線上に土塁と捉えられる表示があり、藩政期に描かれた絵図とその位置がほぼ一致する。

《 河原田家について 》

裏町に“河原田平右エ門”と記載がある。当家は明治 24 年（1891）に東勝楽丁（第 6 図⑧）へ引越している。したがって、本図は明治 23 年以前の角館町を描いているといえる。

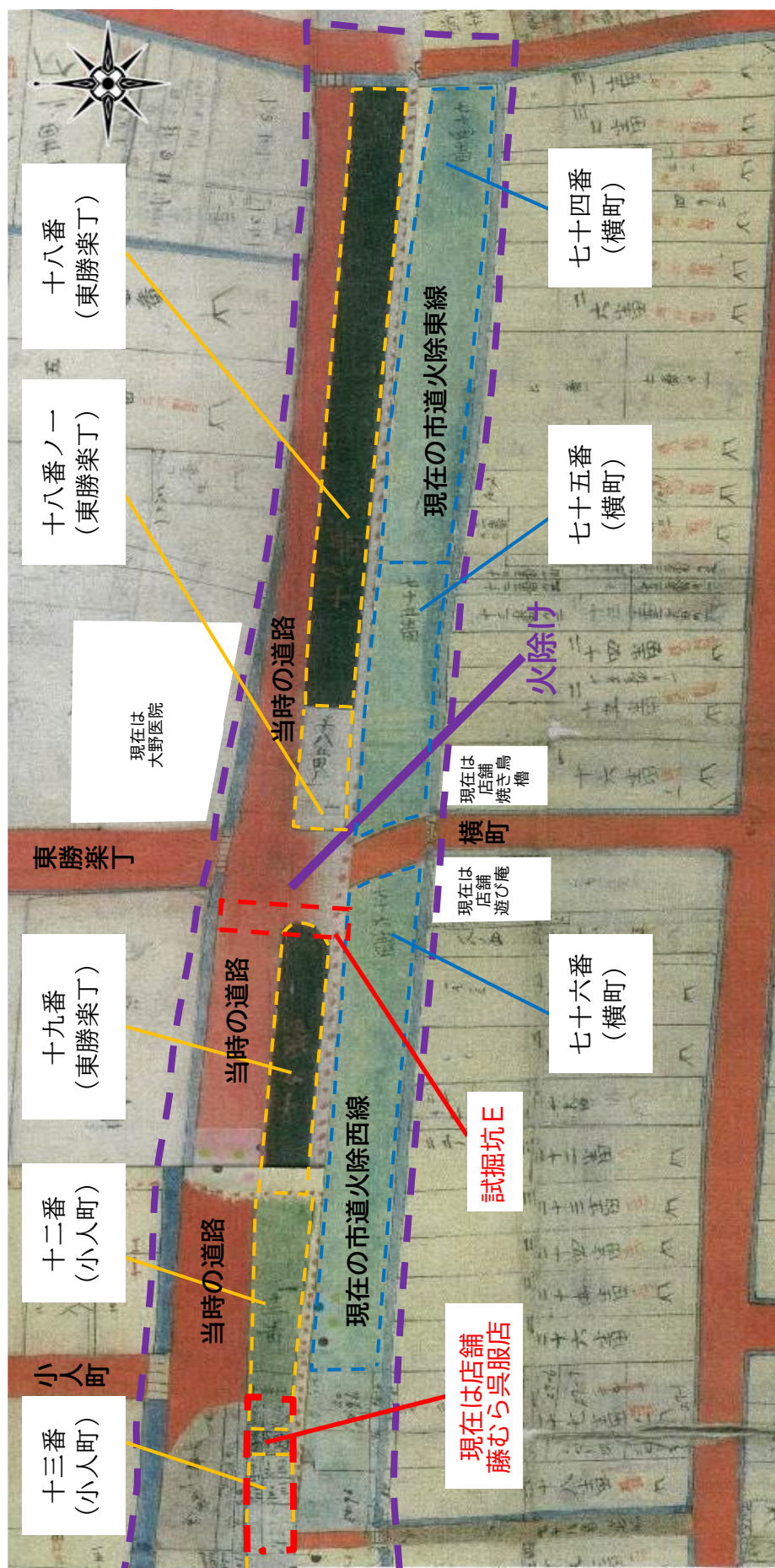


第 34 図 『明治初期の角館町絵図』（部分）

昭和 62 年（1987）完成 に加筆。

明治 13 年（1880）、東勝楽丁 18 番地に角館警察分署を新築すると『角館誌』第六巻（「角館誌」刊行会 1975）（第 24 図）にある。これは前述の明治 6 年（1873）に行われた地租改正以後に描かれた公図（第 35 図）を見ると東勝楽丁 18 番ノ 1 には土塁を示す表示が消えていることから頷ける。また、小人町 12 番以西の土塁を示す表示も消え宅地割が進んでいることも同図から分かる。明治 42 年（1909）発行の『角館案内』（遠藤清 1909）（第 20 図）には試掘坑 E～I の範囲へ“エンブジョー”“セリバ”という表記があるが、土塁の存在を示す表示は見当たらない。このことから明治 13 年（1880）頃には土塁が徐々に撤去されつつあり、おそらく明治 42 年（1909）には火除け地の地上から土塁が完全に消失していたと考えられる。

ここで試掘調査の結果を踏まえ、試掘坑 E の西壁と東壁で検出した第 4-1 層と第 4-2 層に注目したい（第 26 図、図版 4）。第 4-1 層は径 1～10 cm の炭化物塊 5 % と径 1～5 cm の焼土塊 15 % を混入する、見た目は橙色に近い褐色の層で、第 4-2 層は径 1～10 cm の炭化物塊 5 % と径 1～3 cm の焼土塊 3 % そしてガラス片を混入する、見た目は黒褐色の層であった。これらは藩政期に造成された道路敷砂利から数えて、西壁においては 4 層及び 5 層上、東壁において



第35図 明治6年(1873)地租改正以降の公図(部分)

試掘坑Eと藤むら呉服店等のおよその位置を加筆した。

藩政期に描かれた『享保二一年角館惣町（外町）絵図』（第4・13図）上に門の位置が示されており、当時は“火除け以北を内町”と
していたことが判明している。

明治6年(1873)の地租改正以降に地番が付され、“東勝楽丁18番地・東勝楽丁19番地・小人町12番地・小人町13番地を境に南側を横町”とし、旧幕府側の見解を覆していることをこの図が示しており、明治新政府の姿勢の一端を垣間見ることが出来る。

火除け地内の中央部にあり、北側と南側を分断する様に東西方向に延びる黒色で塗られた2本の帯状のものは土墨を示していると捉えられることが出来、明治新政府が“土墨南側法尻以南を横町”と定めたといえよう。

は3層及び4層上でそれぞれ平坦に堆積した状態で検出した。平成11年度から開始した県道250号日三市角館線拡幅工事や同年に行われた角館のシダレザクラ緊急調査において、横町や内町一円の地下から炭化物や焼土が疎らに検出したという事前情報もあった。広範囲に渡って炭化物や焼土が検出されることで連想するのは火災であり、角館の近代において火除け地も含む火災といえれば明治33年(1900)の大火である。この火災は外町の上新町から出火し、火の粉が火除け地上空を越えて内町へ飛び、表町下丁まで被害をもたらした(第7図)。第4-1層と第4-2層はこの大火に起因するもので、人為的に集められた後に均されたものと考えられる。したがって、試掘坑Eの位置に存在した土塁は角館警察分署が新築された明治13年(1880)から大火のあった明治33年(1900)の間に撤去され、その後、付近はセリバ(競り場)へ変貌を遂げたのであろう。

明治33年(1900)の大火に起因する層があることで、その上層にある礫混じりの硬く締まった平坦な第3層はそれ以後の路面であると思われる。したがって、試掘坑Eでは、江戸時代から平成までの路面の変遷を見ることが可能であるといえる(図版5-1)。

試掘坑Eにて土塁法尻^{のりじり}南側の一端を検出したが、それに対する北側のものは攪乱により確認することが出来ず、土塁敷^{しき}(土塁の両法尻^{のりじり}間の距離)を示すことは困難であった。しかし、前述の公図(第35図)の小人町の宅地割部分(12番地、13番地)即ち藤むら呉服店位置にその解決の糸口があった。当地が土塁の範囲に相当すると見て取れるからである。その範囲の南北の幅は土塁敷^{しき}を示し、そのことが土塁を復元するにあたっての有力な情報となり得るであろう。

〔挿図出典〕

第 30 図：宮本商店 発行年不明 「羽後角館東勝楽町（其七）」

第 31 図： 無明舎出版 1980 「田町の桜 駅通り角より南に向って写す」『思い出のアルバム大曲 角館 六郷』（118 頁）

第 32 図： 無明舎出版 1980 「角館表町武家屋敷前枝垂桜」『思い出のアルバム大曲 角館 六郷』（160 頁）

第 34 図：松橋平八郎 1987 『明治初期の角館町絵図』

第 35 図： 秋田地方法務局大曲支局 発行年不明（1873 年以降） 『公図』

〔引用・参考文献〕

秋田県公文書館 2010 『北家御日記』 四 延宝三乙卯年九月ヨリ十二月迄

「角館誌」刊行会 1975 『角館誌』第六巻

角館町教育委員会 2001 『天然記念物角館のシダレザクラ緊急調査報告書』

仙北市教育委員会 2017 『弘道書院跡－角館郷校弘道書院跡復元検討に係る発掘調査報告書－』 仙北市文化財調査報告書第 1 集

吉成直太郎 1930 角館史料第二輯『北家御日記』 二（88 頁）